

## 実施要領（説明書）

### 1 プロポーザル実施スケジュール

業務名	海洋プラスチック専門の拠点整備に係る企画提案業務
履行期間	契約締結日から令和6（2024）年3月22日（金曜日）まで
契約上限額	4,400千円（消費税及び地方消費税額を含む）
プロポーザル実施スケジュール	
公示日	令和5年6月6日（火）
説明会 ※参加する場合は、事前に「15の問い合わせ先」へ連絡すること	令和5年6月14日（水）16時
・参加資格確認申請書提出期限 ・誓約書提出期限	令和5年6月16日（金）17時必着
仕様書等に対する質問書提出期限	令和5年6月20日（火）正午必着
・参加資格確認通知 ・質問回答 ※参加者全員へまとめて回答する	令和5年6月23日（金）予定
提案書提出期限	令和5年6月26日（月）正午必着
プレゼンテーション審査会	令和5年6月27日（火）
最優秀提案者の決定	令和5年6月29日（木）予定

### 2 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- （1）過去、同種の制作業務を受託した実績があること。
- （2）緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 募集方法

県ホームページによる案内等

### 4 オリエンテーション（説明会）

オリエンテーションへの参加は本件企画競争への参加の条件としない。

- (1) 日 時 令和5年6月14日（水）16時開始
- (2) 場 所 政策部内会議室（佐賀県庁 新館5階）
- (3) オリエンテーション参加申込

「15 問い合わせ先」へ、【表題：オリエンテーション参加申込】と記載し、本文へ会社名等、担当部署名、参加者氏名、電話番号、メールアドレス等を送ること。

## 5 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書 1部 (様式1号)

イ 誓約書 1部

ウ 過去実績に関する資料 (様式2)、会社概要 (パンフレットで可) 各1部

(2) 書類は、1の「プロポーザル実施スケジュール」記載の期日までに持参又は郵送により提出すること。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 提出先は15の「問い合わせ先」と同じ

(4) 参加資格についての質問は15の問い合わせ先にて随時応じる。

(5) 参加資格の確認結果は、1の「プロポーザル実施スケジュール」記載の期日までに通知する。

## 6 仕様書等に対する質問について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、1の「プロポーザル実施スケジュール」記載の期日までに、質問書 (様式3) に記入の上、電子メール又はファックスにより提出すること。

注) 送信後、着信確認の電話をすること。

## 7 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類 (特に記載のないものについては各1部ずつ提出)

ア 表紙 …… 正本1部

イ 提案書 (任意様式) …… 8部

ウ 実施スケジュール案

エ 業務実施体制表

オ 業務の実施方針及び手法

カ 業務実績書 (様式2号)

キ 見積書 …… 正副各1部

(2) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(3) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(4) 1の「プロポーザル実施スケジュール」記載の期日までに持参又は郵送により提出すること。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) 提出先は15の問い合わせ先とする。

(6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

## 8 審査会（プレゼンテーション）の期日及び場所

### （1）審査会期日

令和5年6月27日（火）

※ 個別の時間については、審査会参加者に別途通知します。

※ 持ち時間は各40分（説明30分、質疑10分）

### （2）審査会場所

審査会参加者に別途通知します。

## 9 評価に関する事項

（1）評価基準は別紙のとおりとする。

（2）提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

（3）評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

## 10 結果の通知

令和5年6月29日（木）までに全ての審査会参加者に対し通知する。

### 11 契約書について

（1）最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。

（2）契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

### 12 留意点

（1）提出された資料は返却しない。

（2）本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

（3）個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

（4）本プロポーザルの質問は、「15の問い合わせ先」で受け付ける。質問応答の内容は参加者全員に周知する。

### 13 契約事項

（1）佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。

（2）契約保証金 「14 その他」に定めるとおり

### 14 その他

（1）契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル契約手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

ア 提出された企画提案書等に基づく審査を行い、評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会で協議の上、最優秀提案者を決定する。

イ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において審査を行い、本業務として実施するにふさわしい企画内容か否かを評価する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、契約期間内において提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

## 1.5 問い合わせ先

担当課	佐賀県政策部企画チーム
郵便番号	840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
電話	0952-25-7360
ファックス番号	0952-25-7263
電子メールアドレス	kikakuteam@pref.saga.lg.jp